

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年2月24日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時20分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	11名 22名
欠席委員	杉浦 和彦委員、杉本 哲哉委員、太田 千尋委員、 杉浦 正紀推進委員、神谷 明志推進委員、熊谷 逸男推進委員、 畔柳 真推進委員、稲垣 英男推進委員、岡田 恵司推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、 大橋主事、新山主事補、青山	
議事録署名者	4 神谷 孝雄 委員 13 加藤 公健 委員	

## 会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 4番 神谷 孝雄委員、13番 加藤 公健委員

また、欠席者は 2番 杉浦 和彦委員、8番 杉本 哲哉委員、

10番 太田 千尋委員、5番 杉浦 正紀推進委員、

12番 熊谷 逸男推進委員、

16番 畔柳 真推進委員、17番 稲垣 英男推進委員、

19番 岡田 恵司推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第4号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号13番から17番の5件です。

申請内容は所有権移転をするものが2件、使用貸借権を設定するものが3件です。受人の理由は、農耕に精進するためが4件、農業経営基盤の拡大を図るためが1件です。渡人の理由は、相手方の要望によるためが5件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号9番から14番までの6件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が4件、駐車場が1件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、受付番号11番の粘土採掘場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、2月13日(金)に横山淳子委員と神谷孝雄委員行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第6号議案 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

日程第3 第6号議案、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明についてご説明申し上げます。

今回の証明願は、受付番号1番の1件です。買い取り申出の事由は、死亡により耕作が不能となったためです。内容審査をした結果、証明をする期日において、買い取り申出事由が生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと認められます。

本日ご承認いただきましたら、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第7号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の

規定による農用地利用集積等促進計画案について及び 日程第5 第8号議案  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等  
促進計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものを受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

ご説明させていただく前に、配布資料に誤りがございましたので、修正した正しいものを改めて配布させていただいております。

右肩に「修正版」と表記された、令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）と書かれた資料をご覧ください。

それでは、日程第4 第7号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が260,396.62㎡、期間満了による更新、再貸付の面積が466,294.34㎡、合計726,690.96㎡です。

2 ページ目及び3 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に日程第5 第8号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が125,621.00㎡、期間満了による更新、再貸付の面積が、995,624.09㎡、合計1,121,245.09㎡です。

2 ページ目及び3 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関係する事項を審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に関係する促進計画は、第7号議案書の3ページ目の表の上から7人目の行に、及び第8号議案書の3ページ目の表の上から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に関係する事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に関係する促進計画は、第7号議案書の3ページ目の表の上から12人目の行に、及び第8号議案書の3ページ目の表の上から18人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関係する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に関係する促進計画は、第7号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に、第8号議案書の3ページ目の表の下から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させて

いただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め及び山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に関係する促進計画は、第7号議案書の3ページ目の表の下から3人目の行に、及び第8号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分に関する促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員が代表を務める●●に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に関係する促進計画は、第7号議案書の4ページ目の表の下から9人目・10人目の行に、及び第8号議案書の4ページ目の表の上から11人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に関する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしく申し上げます。

それでは、林茂樹委員が代表を務める●●に関する促進計画は、第7号議案書の5ページ目の表の上から2人目の行に、及び第8号議案書の4ページ目の表の下から6人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお

願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る促進計画は、第7号議案書の5ページ目の表の上から6人目の行に、及び第8号議案書の4ページ目の表の下から2人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

#### □ 日程第6 報告第2号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第2号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号1番の1件です。転用の事由としましては、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号3番から5番の3件です。転用の事由としましては、分譲用宅地用地が1件、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号26番から36番の11件です。解約事由別にみますと、利用権設定するためが2件、売却するためが3件、転用するためが3件、水利の確保ができないためが3件です。

続きまして、9ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

最後に10ページ、農地改良届出についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。

変更事由としましては、田畑転換が1件です。以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について、細井主査より説明があった。

## 1 地域計画の策定について

まず、地域計画の策定の説明をする前に配布した資料の確認をさせていただきたいと思います。配布資料は、定例会資料1ページ「資料1」の地域計画の策定について、左側に「参考様式第5-2号」と書かれた地域計画の記入例、実際の地域計画となります。今回、昨年度に策定した34の地域計画の全てについて、変更を行います。各委員には委員の担当地区やご住所のある地区の地域計画を配布しておりますので、委員によって配布している地域計画は違います。

説明に入ります。農業経営基盤強化促進法により、昨年度定めた地域計画の変更にあたっては、農業委員会の意見を聴くこととされております。そのため、本日の協議依頼事項とさせていただきました。

配布した「地域計画の策定について」の説明させていただきます。

### 1、地域計画（案）の策定経過

令和7年4月15日（火）に第1回農用地利用改善組合長・農務連絡員連絡会にて、地域計画は1度作って終わりではなく、毎年話し合いを実施して、見直しを行い、完成度を高めていくことが必要とされておりますので、4月15日に地域における話し合いの実施と地域計画の見直しを依頼しております。

次に9月18日に第2回農用地利用改善組合長・農務連絡員連絡会において、地域計画の見直しについてと追加説明をさせていただきました。12月23日（火）に第3回農用地利用改善組合長・農務連絡員連絡会にて、地域計画見直し（案）の提出をいただきました。令和8年に入りまして、2月20日（金）に地

域における話し合いの結果を市公式ウェブサイトで公表させていただきました。

次は少し修正がありますが、2月24日に一番最後の行、他の関係機関に地域計画（案）についての意見聴取を行うと記載してありますが、先週の金曜日に農業委員会以外の他の関係機関に地域計画の意見聴取をさせていただきましたので修正をお願いいたします。最後に2月24日（火）の定例会にて地域計画についての意見聴取を行う計画となっております。

2、地域計画（案）についてですが、皆様にお配りした別添の資料が地域計画となります。地域計画（案）についてですが、左側に「参考様式第5-2号」と書かれた記入例をご覧ください。赤枠は、市が入力した箇所となります。例えば更新年月日、目標年度、1の（1）の区域内の農用地等面積等、こちらの方は市が入力した箇所となります。それ以外の箇所については、農用地利用改善組合長から提出があったものを元に入力しています。

また、目標地図についても、農用地利用改善組合から提出があったものを元に着色をしています。

3、今後の予定は、関係機関から意見聴取の回答後に地域計画（案）の公告・縦覧を行い、3月31日に地域計画の公告、市公式ウェブサイトで公表予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員意見なく了承。

○林 会長

地域計画については毎年行っていくので、その都度見直しが必要になると思いますので皆さん協力をお願いします。

続いて、石原係長より説明があった。

## 2 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

この意見書につきましては、1月に開催しました第2回検討会にて内容審議を行い、その結果を意見書（案）として、定例会にて審議することの承認をいただきましたので、本日、この定例会にて協議・依頼事項として上げさせていただきました。本日の定例会では、農業委員会組織としてのご承認をお願いするものです。

定例会資料の2ページをご覧ください。まず、「1」の「意見書（案）の策定経過」でございますが、これまでの策定経過を記載しております。昨年8月22日の運営委員会にて意見書を提出することについて決定し、9月22日に定

例会にてさらに審議をいただいて承認いただきました。その後皆様から意見をご提出いただきまして、取りまとめた結果を審議いたしまして12月22日は第1回検討会を今年の1月22日には第2回の検討会を開催し、本日の定例会に至りました。

では次に、「2」の「意見書（案）について」ということで、その内容について今から順にご説明申し上げます。資料といたしましては、別添資料「意見書（案）」の1ページをご覧ください。

1ページは、前文に当たるものでございまして、今回の意見書を提出する理由が述べられています。

内容を要約して申し上げますと、前半部分は、安城市が日本デンマークと呼ばれるほど農業が発展してきた歴史的な背景に始まり、一方で近年では、社会情勢の変化から、農業に必要な生産資材にも価格高騰が進行していることや、優良農地が転用されていること、農業従事者の高齢化や後継者不足の現状などを記してあります。

また、こうした状況を踏まえ、国が食料・農業・農村基本法の改正および、これに基づく食料・農業・農村基本計画の策定されたことや、地域計画の取組を推進していることなどを記してあります。

そして、後半部分は、本市の実情に即した施策の展開が必要であること、また、農業委員会の役割とされた「農地利用の最適化の推進」のために、農業委員会の具体的な意見を市長に提出するとともに、市の施策に反映させることを求めるものとしています。

次に、2ページをご覧ください。1つ目のテーマである「遊休農地等の発生防止と解消」のため、3項目の具体的な提言をしております。

その内容でございしますが、(1)「農地情報の管理について」では、遊休農地等の発生防止のため、農地マッチング制度の更なる改良・充実による、農地利用の意向を届出しやすくする仕組みの構築を、(2)「不耕作地の活用について」では、不耕作地を市民農園や新規就農希望者に利用してもらうための体制や施策の充実を、(3)「不耕作地や法面の管理について」では、担い手農家や改善組合等による不耕作地の管理への支援を提案する内容としております。

次に、2つ目のテーマである「農地利用の集積・集約化について」の意見を述べております。

まず、(1)「農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について」では、昨今の大規模開発が、農業者の経営計画や後継者育成にとって、大きな影響を与えている現状を危惧し、3つの提案をしております。

1つ目は、人・農地プランが法定化された地域計画の趣旨に則り、農振農用地区域からの除外について厳格な審査・運用を実施することを、2つ目は、市の土

地利用に関する計画策定の際には関係者への事前周知や理解を得られるよう配慮することを、3つ目は、民間事業者による大規模転用の際に関係者と十分な事前協議の実施をし、理解・協力を得るよう促すことを提案します。

次に、(2)「地域計画の推進について」では、昨年度末に策定した地域計画を実効性あるものとし、着実に推進するための3項目の提言をしております。

1つ目は、農業者と関係機関が一体となって計画見直しを行い農地の集積・集約化をさらに進めることを、2つ目は、目標地図に位置付けられた農地について開発等による農地の分断・縮小を防ぐよう的確に誘導することを、3つ目は、地域における話し合いの場を継続的に行うための支援と、円滑な協議を行うため、絶えず運用見直しを図ることを求めています。

次に、(3)「農地の多面的機能の啓蒙について」では、農地が耕作者の農業経営のみでなく、自然災害時における被害の軽減などにもつながっていることから、農地保全の重要性を理解してもらおう取組を、(4)「農業基盤の保全及び整備について」では、老朽化した農業用施設に対する長寿命化や異常気象に対応できる整備を提案する内容としています。

続きまして、4ページの「3」でございますが、最後のテーマである「新規参入等の促進について」、4つの項目の提案をしております。

(1)「農業理解の促進・情報発信について」では、農業の魅力を発信し関心を高める取組として2項目の提案をしております。1つ目は、農業・農畜産物のPR活動を通じて生産現場や農業の役割、魅力をわかりやすく発信する施策の推進を、2つ目は、地産地消の取組や食育活動を通じて子どもたちが地域農業や食の大切さを学ぶ機会の充実を要望しております。

次に(2)「関係機関との連携について」では、新規参入がしやすい環境づくりのため、就農希望者の相談窓口の連携を充実させることや、研修・指導体制の充実を図ることを提案しております。

(3)「他産業との連携について」では、農業を安定した収入を見込める産業とする取組として、他産業との連携を推進し、競争力強化を進めるための3つの項目を提案しております。1つ目はICTを活用したスマート農業の導入支援を、2つ目はブランド作物の育成推進を、3つ目は農業者と他産業を結ぶための支援の推進を要望しています。

(4)「経営支援について」では、昨今の価格高騰が農家の離農にも影響を与えていることから、肥料や飼料などの生産資材の価格高騰に対する支援の検討を提案しております。

以上、意見書の内容についてご説明申し上げましたが、本日も承認をいただくことができましたら、定例会資料1ページの「3」、「今後の予定」というところにありますように、3月12日に、当農業委員会を代表して林会長及び太田会長

職務代理者から、市長へ提出したいと考えております。

この件については以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

連絡・報告事項について

続いて、石原係長より説明があった。

「1 賃借料情報の提供について」でございますが、3ページの、資料3をご覧ください。

この件は、農業委員会が農地の賃借料の目安となる価格を取引の実勢から算定した上で情報提供するということが農地法第52条に規定されておりますので、毎年この時期の報告議題としているものでございます。

令和6年12月からの1年間におきまして、田の10a当たりの年額の賃借料の実勢価格は、平均額が24,200円、最高額が30,000円、最低額が7,500円でした。これらの価格につきましては、本日の委員会終了後に市の公式ウェブサイトで公表をさせていただきます。

なお、表の欄外に注意事項が4つ記載してございますが、まず、畑については取引の数が少ないことから、目安として使用し得る適切な情報を提供するのが難しいため、集計しておりません。

次に、今回の集計に用いたデータ数は2,217件で、農地中間管理機構及び農地法第3条許可による賃借権設定の筆数の合計でございます。

また、農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体、すなわちJAが定める賃借料の算定方法というのは、10a当たりの標準額25,000円を基準としまして、ほ場の面積や耕作条件等により段階的に設定される仕組みとなっております。

最後に、今回の集計に当たっては、例えば無償の使用貸借契約や著しく低額な賃料による場合、又は逆に、田で施設野菜を栽培する場合などの著しく高額な賃料によるデータは除いております。

この件についての説明は以上でございます。

最後に「2」の次回の予定でございます。

開催日は3月23日(月)、午後1時30分から第26会議室で運営委員会、午後2時30分から第10会議室で定例会、午後3時30分から同じく第10会議室で家族経営協定調印式を開催することとしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後 3 時 2 0 分、議長は閉会を宣する。